

広島市告示第457号
令和7年9月25日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月12日付け広島市告示第20号において、別途広島市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

広島市長 松 井 一 實

都道府県名	地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町